

議案第19号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「37,200円」を「33,852円」に、「100分の50」を「100分の45.5」に改め、同号ア(ア)中「次号ア、第2号の2ア」を「ウ、次号ア」に改め、同号ウ中「、第2号の2イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、

第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合（第5号アにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。次号ア及び第3号の2アにおいて同じ。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円以下であり、かつ、ア、イ又はエに該当しないもの

第10条第1項第2号を削り、同項第2号の2中「44,640円」を「40,920円」に、「100分の60」を「100分の55」に改め、同号ア中「前2号のいずれにも」を「前号に」に改め、同号イ中「第1号ア」を「前号ア」に、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同号を同項第2号とし、同項第3号中「52,080円」を「48,732円」に、「100分の70」を「100分の65.5」に改め、同号ア中「前3号」を「前2号」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第3号の2ア中「前各号」を「前3号」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第4号イ及び第5号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第6号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号ア中「3,000,000円以上4,000,000円」を「3,200,000円以上4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第1

4号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号イ及び第11号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「200, 880円」を「208, 320円」に、「100分の270」を「100分の280」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「223, 200円」を「238, 080円」に、「100分の300」を「100分の320」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「245, 520円」を「260, 400円」に、「100分の330」を「100分の350」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第16号イ」を加え、同項第15号中「267, 840円」を「319, 920円」に、「100分の360」を「100分の430」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 290, 160円（基準額に100分の390を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が20, 000, 000円以上30, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 305, 040円（基準額に100分の410を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が30, 000, 000円以上50, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「及び第2号」を削り、「これらの」を「同号の」に、「22, 320円」を「21, 204円」に、「100分の30」を「100分の28.5」に改め、同条第3項中「第1項第2号の2」を「第1項第2号」に改める。

第13条第3項中「同号ア（ア）」の次に「及びウ」を加え、「、第2号の2イ」を削り、「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に、「第2号、第2号の2」を「第2号」に、「又は第14号に」を「、第14号、第15号又は第16号に」に改める。

付則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「、第2号の2」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明） 保険料率を改定するとともに、低所得者に対する保険料の減額の特例措置を継続し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。